議長公約

織部光男

★

(1)厳格な二元代表制の確立。

(2)開かれた議会の実現。

(3)財政健全化の推進。

(1)について。私の前期中にあった執行部の議会軽視の再発を許さない議会にする。

議会は言論の府でなければならない原則がある。その機会を増やして、市民の納得いく議会にしていく。（十一条）

議会は執行機関に対し毅然とした態度で監視し責任を果たすべきである。

(2)について。二年前から提案している「議長候補者は本会議場で市民に公約発表すべきである。」これを実現する。

議会基本条例第六条の四項に基づき市民との意見交換の場を年二回開催。

常任委員会のライブ放映と後日録画放映の実施。

議会ホームページの独立と各議員のページ

の創設。議会質問コーナーの設置。

議会審査においては論点合意形成の実施。

議会基本条例第九条に基づいて重要な政策である「橋上駅・南北通路」については、

(1)政策の発生源から(7)将来にわたるコストの概要説明を求めるものとする。決まり事

計算を執行機関に求めます。これは条例の

二に明記されている。二月定例会中に政策

であります

(3)については財政健全化には早急な対応

が必要である。コロナ禍・人口減少による

税収の減少と高齢化による医療費・介護費

の激増、これに対処するのが議会の責任で

あります。議会で費用対効果を厳しく精査

できる討論の場とします。議会基本条例は

最高規範性であります。第二十一条での任

期開始後速やかにこの条例の研修を行いま

す。